

南越前町子ども読書活動推進計画（第3次）

令和7年3月

南越前町教育委員会

I 計画策定に当たり

1. 計画策定の意義

近年、家庭における子どもの読書時間の減少が懸念されています。子どもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く、たくましく生きる力を身に付ける上で大変重要なものです。

南越前町では、平成27年3月に、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び福井県の「元気ふくいっ子読書活動推進計画」に基づき、「南越前町子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、また第1次計画の実績を踏まえて、令和2年3月に「南越前町子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定しました。それらの計画によりさまざまな読書活動推進事業に取り組んできましたが、これまでの計画の現状や課題を整理しながら、より読書の好きな子ども、自主的に本に親しむ子どもを増やすために、本町の実情に応じた「南越前町子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定します。

2. 計画の法的位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条の規定により、「市町村は、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならない。」とされていることから本計画を策定します。

3. 計画実施期間

本計画（第3次）の実施期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、その後においても成果を検証し、継続して計画の見直しを行います。

II 基本方針

子どもの読書活動を推進する上で、次の4点を基本方針として定めます。

- ・家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進
- ・読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実
- ・図書館、学校、民間団体等の連携・協力
- ・子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的気運の醸成

Ⅲ 子どもの読書活動の現状と具体的な取組

1. 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

(1) 第2次計画期間（令和2年度～令和6年度）の取組と成果

乳幼児を対象としたブックスタート事業が定着したことで、親子での図書館利用の増加が見られました。さらに、児童館、子育て支援センターでの読み聞かせや小学校でのブックトークの実施により、子どもたちが本に親しむ機会の創出に努めました。

学校等においては、朝読書や週末読書、読書週間の取組や学校の図書ボランティア・図書委員による読み聞かせ、親子読書の取り組み、学年毎におすすめの本を推奨する読書賞の導入、町立図書館による巡回図書などの取組により、読書への関心が高まり、図書館利用者の増加につながりました。

コロナ禍により図書機会の減少が見られ、読み聞かせや巡回図書の一部等が計画通りに行えない等影響がありましたが、南条図書館で行われていたぬいぐるみおとまり会は令和5年度から復活できている等イベント等も再開したり、新たに推進したりできるようになってきています。

(2) 現状と課題

- ・令和5年度全国学力・学習状況調査によると、学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらい読書をするかについての質問では、10分以上1時間未満の範囲内で読書を行う、と回答した町内の小学6年・中学3年の児童・生徒の割合は、全国平均を上回っています。一方で、読書が好きかの質問では全国平均から見ればらつきが見られます。よって、読書への関心が薄い児童・生徒に対し、読書の楽しさを伝える働きかけが必要です。
- ・小学校高学年以上の年齢になると読書習慣が少なくなる傾向がみられるので各年齢に合わせた取り組みとともに、各家庭での読書習慣を働きかけることが必要です。
- ・家庭での本の読み聞かせは、子どもにとって大切な経験であり、次の読書活動につながるものです。しかし、家庭の蔵書数や家庭内での読書習慣等は各家庭でばらつきがあり、全ての子どもたちが十分に読書時間を確保されているとは言えない状況です。子どもが気軽に読書に触れることのできる環境を整えられるよう、より一層の啓発と支援体制の充実が必要です。

(3) 施策の方向性

家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を実施します。

(4) 今後の具体的な取組

- ・ブックスタート事業(*1)、おはなし会(*2)、ブックトーク(*3)の継続
- ・町立図書館司書による児童館等での読み聞かせの実施及び児童書に関する助言
- ・おすすめ図書リストの配布
- ・家庭での週末読書の推進
- ・家庭、地域、学校での読み聞かせ、読み合いの推進
- ・読書活動への理解と普及のための家庭や地域への啓発

(*1)ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間をもつきっかけになるよう、健診などの機会に絵本の読み聞かせをして、その絵本を贈呈する取組

(*2)おはなし会

大人による、手遊びなども含む子ども向けの朗読会

(*3)ブックトーク

あるテーマをもとにあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介する取組

2. 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

(1) 第2次計画期間（令和2年度～令和6年度）の取組と成果

リクエストや教科書に対応した図書の購入と廃棄を計画的に進め、蔵書の充実を行いました。選書・配架・書架の配置の工夫や特設コーナーの設置を充実することにより、子どもたちが本を手に取りやすい環境を整えました。

図書館においては、ティーンズコーナーの設置や本の特集コーナーの設置、各種イベントの開催等により図書館へ足を運ぶ機会が増えるよう取り組んでいます。

町立図書館のホームページやメールマガジン、図書館だよりでの情報発信を積極的に行ったことで、予約数の中でインターネットを利用した予約の割合が年々増加しています。

(2) 現状と課題

- ・町内3つの町立図書館における令和5年度末の蔵書冊数は約12万6千冊です（雑誌、視聴覚資料を含む。）。令和5年度の町内個人利用者の年間貸出冊数は38,048冊でした。平成30年度と比較し、蔵書冊数は増加していますが、貸出冊数は微減しています。

- ・町立図書館・学校図書室の資料、環境ともにさらなる整備が必要です。
- ・町立図書館のホームページでの、蔵書検索や貸出予約の利用促進を図ります。また、メールマガジンで新刊情報を継続して発信します。
- ・児童館などの子どもが日常的に利用する施設に図書が不足していたり、古くなったりしている状況にあります。
- ・子どもが図書館を利用しやすい環境をつくらなければなりません。

(3) 施策の方向性

子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備と充実に努めます。

(4) 今後の具体的な取組

- ・ティーンズコーナー設置の継続及び年齢毎におすすめ本を推薦
- ・町立図書館と学校図書館の資料の充実及び古くなった蔵書のメンテナンス
- ・図書の展示と配架の工夫
- ・町立図書館ホームページからの予約、相互貸借制度のさらなる周知
- ・子どもや保護者に対して選書等の助言ができる司書の育成
- ・学校図書館の環境整備及び学級文庫の設置
- ・教科書の参考図書の貸出等、町立図書館による学校図書館の支援
- ・児童館などの子どもが日常的に利用する施設への図書の設置及び巡回図書の充実

3. 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

(1) 第2次計画期間（令和2年度～令和6年度）の取組と成果

町立図書館において、小学生の図書館見学や中学生の職場体験の受け入れを行うことにより、子どもたちの図書館への理解を深めることができました。学習活動を通じて図書館の司書と交流することで、図書館をより身近に感じることができ、図書館に立ち寄りやすい環境整備につながりました。

こども園や児童館、小中学校等への巡回図書やブックトークを行ったり、こども園児等が園外活動で図書館を訪問し、本を借りに来る活動等を行ったりすることで、子どもたちの読書の幅が広がっています。

司書や図書ボランティア等による読み聞かせの機会を定期的に設け、子どもたちの本に興味を持つ機会を広げています。

図書館から団体貸し出しを児童館等の町内の施設へ行っており、より身近に本に親しむ機会が提供されています。

(2) 現状と課題

- ・町立図書館では小中学校と連携し、移動図書館やブックトークを実施しています。また、町内事業所等に対し巡回図書を実施しています。
- ・学校図書館によっては、選書や配架などについての専門知識が不足しています。研修会の案内や児童サービスに関する助言など、学校の司書教諭と図書館司書のさらなる連携が必要です。

(3) 施策の方向性

子どもと本をつなぐ全ての人の連携と協力の促進を図るため、その体制の整備に努めます。

(4) 今後の具体的な取組

- ・司書やボランティアのブックトークや読み聞かせの継続
- ・巡回図書の実施の継続
- ・子どもの町立図書館見学の継続
- ・小中学校、幼稚園、保育所（園）、こども園、子育て支援センター、町立図書館のさらなる連携と協力
- ・学校の図書ボランティアとの連携と協力の強化
- ・老人会や壮年会、商工会など民間団体との連携、協力

4. 子どもの読書活動を支える人材の育成及び社会的気運の醸成

(1) 第2次計画期間（令和2年度～令和6年度）の取組と成果

図書館での周知以外で学校・保護者会を通じて、図書ボランティアの紹介・募集をすることで認知度が高まりました。図書ボランティアによる朝の読み聞かせによって、子どもの読書活動を継続してサポートする体制が整い、定着しています。

親子読書の取り組みや、週末読書にて家族にも読んだ本を確認する等を行っています。

(2) 現状と課題

- ・司書が各館1人態勢であり、子供の読書活動推進や学校、こども園等との連携の為に十分な時間をとることができず活動が出来ていません。

- ・学校の図書ボランティアの確保が難しく、人材が不足しています。町全体で子どもの読書活動を支えるため、新たな人材の発掘や育成に取り組む必要があります。
- ・県立図書館等で行われる講座、研修等の情報提供が不十分な状況にあります。学校の図書ボランティアを含め、子どもの読書活動に関わる関係機関に対し、講座、研修に関する情報の積極的な周知を行い、職員の資質向上を図る必要があります。

(3) 施策の方向性

子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努めます。また、読書活動に関する指導力の向上を図るため、人材の育成を推進します。

(4) 今後の具体的な取組

- ・読書や読み聞かせの効果の普及啓発
- ・図書ボランティアの確保と認知向上
- ・図書ボランティア、学校、保育所（園）、こども園、児童館職員を対象とした研修会の実施
- ・一般の方が参加できる読み聞かせ講座の企画
- ・県立図書館等で行われる講座、研修等の情報提供
- ・「子ども読書の日（4月23日）」・「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」等の認知度の向上
- ・児童や生徒が推薦する図書の紹介

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。